

特記仕様書

この特記仕様書は、秋田県青少年交流センターが発注する防火設備点検業務委託契約に関する特記を記したものである。

1 契約名称

防火設備点検業務委託

2 委託業務

火災発生時に安全な避難経路の確保を行う防火設備の機能が正常に作動されるよう、建築基準法に基づき防火設備の定期検査（総合点検）及び報告を行う。

- （１）業務は本仕様書に基づき行うこと。また、本仕様書に記載されていない事項については「建築保全業務共通仕様書令和５年版（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）」（以下共通仕様書という）による。
- （２）関係法令に基づき、通常開放されていて、火災時に煙や熱感知器が作動して閉鎖する防火扉等について、検査を行い、その結果を報告すること。
- （３）検査にあたっては、自動火災報知設備用感知器と連動させた動作確認等が必要なことから、受託者において消防設備における専門技術を有している有資格者も配置した上で実施すること。
- （４）点検の実施日時について、契約後に相談し決定する。
- （５）本点検業務において設備の不具合が発生した場合には、速やかに発注者に連絡の上、可能な限り原状回復に努めるとともに、通常活動に支障を来すことのないように措置を講じること。なお、軽微な調整については受託者の負担により実施することとし、その他の修理を要するものについては後日、青少年交流センター所長に対し修理等に関する見積書を示すこと。
- （６）検査報告書の提出及び諸手続きについては、受託者の責任において行うこと。なお、報告書類は次のとおりとし、様式については行政庁に提出するものに準じる。
 - ①検査報告書
 - ②検査報告概要書
 - ③検査結果表
 - ④検査結果図
 - ⑤関係写真（検査において「要是正」とされた設備）
- （７）この仕様書に定めのない事項、又は仕様に疑義が生じた事項については、発注者と受託者が協議の上、定めるものとする。

3 対象数量

No.	設備名	数量	備考（各階数量）
1	防火扉	2	1 F : 0、2 F : 1、3 F : 1、4 F : 0
2	防火シャッター	25	1 F : 5、2 F : 12、3 F : 7、4 F : 1
3	火災報知設備	1	1 F : 1（管理人室）

※火災報知器は、連動確認のためのものである。

4 契約期間

契約締結の日から令和9年2月19日まで

5 提出図書

- ①業務着手届 業務開始後すみやかに
- ②検査報告書 検査終了後すみやかに
- ③業務完了届 令和9年2月19日まで

6 点検者資格

本業務における設備点検を行う者に必要な資格は次のいずれかとする。

- ①一級建築士
- ②二級建築士
- ③防火設備検査員

7 その他

（1）青少年交流センターの休館日

現在青少年交流センターは月曜日と火曜日を定休日としているため、点検作業は、水曜日から日曜日までの間で行うこと。

（2）点検に要する電気等の負担

本委託契約の点検作業及び不具合が生じた場合の軽微な補修作業に要する電気や水は、青少年交流センターの負担とする（ただし、大規模な補修作業等が必要となった場合は、その都度協議する）。